

大阪市営住宅附帯駐車をを使用した
時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者
募集要項

令和4年1月
大阪市 都市整備局

目 次

	ページ
1 公募物件について -----	1
2 応募資格要件 -----	3
3 使用許可にあたっての条件等 -----	4
4 現地見学会 -----	10
5 応募申込手続 -----	11
6 価格提案書の提出及び審査 -----	13
7 使用許可申請の手続 -----	15
8 予定事業者の決定の取消 -----	16
9 その他 -----	16
10 本件募集に関する問合せ先 -----	16
事務フロー図（本件公募事務手続きの流れ） -----	17
（様式1）応募申込書	
（様式2）誓約書	
（様式3）質疑書	
（様式4）価格提案書	
（様式5）委任状	
（様式6）担当者名簿（予定）	
（様式7）事業スケジュール案	
公募物件一覧表 別添
駐車場位置図 別添
行政財産使用許可申請書（案） 別添
大阪市行政財産使用許可書（案） 別添

大阪市都市整備局が行う時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 公募物件について

別紙「公募物件一覧表」のとおり（物件番号1～4、全792区画）

※募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

※物件番号単位で募集します。

※供用部分及び運用予定範囲については、別添駐車場位置図を参照してください。（図面に記載されている個別の指示・条件についても漏れなく確認してください。）

※公募物件は現状有姿にて使用許可するものであり、事業者の責任において現地状況及び周辺の交通状況・規制等を確認のうえ応募してください。なお、別添駐車場位置図と現地状況が相違する場合は、現地状況が優先します。

※自走式駐車場（2階部分）における指定工法について…別添公募物件一覧表中、種別欄に「自走式」と記載のある物件のうち2階部分を供用する駐車場については、器材設置に伴う階下への漏水防止のため、次の【指定工法】によることを条件とします。

【指定工法】 躯体構造部（路面コンクリート）の「はつり」を伴う工法は不可とし、露出配線及び最小限のアンカー留めのみ可とする。

※自走式駐車場で、運用範囲内の路面の表面加工が剥離等した場合は、安全に運用できるよう事業者の負担にて速やかに補修を行うこと。

※用途指定について…別添公募物件一覧表中、用途指定欄に「時間貸」の記載がある物件については、原則として時間貸駐車場又はカーシェアリングの用途に限定します。（時間貸駐車場、カーシェアリングの内訳は、事業者の任意としますが、カーシェアリングのみは認められません。）また、同欄に「月極貸」の記載がある物件については、月極貸駐車場の用途に限定します。

※「2-②：鶴見2」の39番区画から47番区画はカーシェアリングの運用を不可とします。

※防犯カメラの設置について

・種別欄に「自走式」と記載のある時間貸駐車場は、全ての物件に防犯カメラを必ず設置してください。撮影範囲は、原則として、使用許可区画（供用部分）の全部、料金精算機、利用車両が通行し得る車路・出入口を全てカバーするものとしてください。さらに、これらの箇所に加え、個別の図面（駐車場位置図）に記載している追加箇所についても撮影範囲に含めてください。また、防犯カメラを設置している旨を看板等に表示し、不正利用等の摘発を可能とする体制を確保しておくものとします。

・種別欄に「平面」と記載のある時間貸駐車場のうち、フラップやゲートの利用車両を捕捉する機器を設置しない（フラップレス・ロックレス）方式を採用する場合においても、駐車場利用者の公平性を担保し、場内秩序を維持する観点から、全ての時間貸駐車場に防犯カメラを必ず設置してください。撮影範囲については、原則として上記「自走式」の撮影範囲と同じです。

・種別欄に「平面」と記載のある上記以外の時間貸駐車場についても、迷惑行為や犯罪の発生を本市ないし本市が指定するもの（以下「本市等」という。）が認識した場合など、状況に応じ、本市等から防犯カメラの設置依頼をすることがあり、その場合は事業者は応じるものとします。その際の撮影範囲については、原則として上記「自走式」の撮影範囲と同じです。

ただし、事業者が代替手段による解決案を提示し、本市等がこれを認めた場合はこの限りではありません。「1-③：北江口第2-3」「2-⑮：茨田大宮第3-2」は、防犯カメラを設置することを条件とします。原則として上記「自走式」の撮影範囲と同じです。

・市営住宅内の駐車場等に設置する防犯カメラの運用方法や撮影データの取扱い等については、本市の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守してください。なお、防犯カメラ設置にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

※駐車場は原則現状有姿にて使用許可するものであり、不具合等がある場合は安全に利用できるよう事業者の負担により整備を行ったうえで運用してください。

※入庫の際に利用者が満車・空車を容易に確認できない駐車場については安全管理のため、原則、満空車表示灯（満車・空車を外部に表示するもの）を設置してください。ただし、出入口が複数など安全に出庫できると本市が判断できるものは除きます。なお、満空車表示灯にかかる一切の費用は事業者の負担とします。

※別添公募物件一覧表中に「指定工事あり」の旨記載の物件は、使用許可日以降に本市が指定する工事等を事業者の負担にて実施したうえで、事業開始するものとします。工事内容は図面に記載のとおりです。

※駐車台数の減や進入ルートについては、供用開始前に本市等との協議により現行から変更することができるものとします。

※運用予定範囲内において、供用開始までに運用に支障のない範囲で、本市等がバリカー設置等の不法駐車対策を講じることがあります。

※使用許可後に住宅等において本市工事等の実施により駐車区画が支障となることが判明した場合は、工事を優先し使用許可の一時中止をします。なお、この場合中止に伴う使用料の変更額の算定は、「3 使用許可にあたっての条件等」の「⑫その他」に記載している算定方法によります。

※次の駐車場は令和4年度中に本市工事の計画がございます。工事の支障となる範囲・期間について封鎖いただく必要がございますが、これにかかる使用料の変更は行いません。

また、工事の詳細は決まり次第お知らせします。

「1-④：御幣島東」 区画数：3区画、期間：約10日間

「2-②：鶴見2」 区画数：2区画、期間：約10日間

区画数：4区画、期間：約10日間

区画数：4区画、期間：約20日間

「3-⑪：岸之里2」 区画数：1区画、期間：約10日間

「4-③：瓜破東第2」 区画数：1区画、期間：約10日間

「4-④：瓜破東第2-4」 区画数：1区画、期間：約10日間

※当該駐車場に新たに供用できる区画が発生した場合は、協議の上、供用面積を増加することがあります。なお、増加に伴う使用料の変更額の算定は、「3 使用許可にあたっての条件等」の「⑫その他」に記載している算定方法によります。

※駐車場の前面道路に交通規制がある駐車場は、交通規制がある旨の表記を行い、利用者へ注意喚起を行ってください。

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。

※別添公募物件一覧表中に記載している最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下

「消費税等」という。)を含みません。使用許可の際は、消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

※下記に示す駐車場・区画は、予約駐車場サービス運用のための要件を満たすことで予約制の駐車区画として運用することを可能とします。

《予約駐車場サービス実施可能区画》

「1-①：相川」	33 番区画から 41 番区画及び 43 番区画
「1-②：大桐 2」	62 番区画から 64 番区画及び 74 番区画・76 番区画
「2-⑧：西島 2 1」	35 番区画から 40 番区画及び 60 番区画から 65 番区画
「2-⑨：西島 2 2」	72 番区画から 84 番区画
「3-⑫：出城東一第 1」	1 番区画から 3 番区画
「4-⑦：瓜破東第 2-2・3」	21 番区画から 28 番区画

《予約駐車場サービス運用のための要件》

- ・区画内に予約駐車場である旨の明記など、入居者等の駐車場と区別できる整備を行うこと。
- ・予約可能な最長期間は 2 週間先までとすること。
- ・利用者の特定が可能なものであること。(本市から利用者の照会を行う場合があります。)
- ・予約者が不正駐車等により利用できない等のトラブルが発生した場合は、事業者の責任においてその解決を図るとともにそれにかかる費用は事業者の負担とする。
- ・その他、本要項の時間貸駐車場に関する事項すべて満たすこと。
- ・防犯カメラを設置することを条件とする。撮影範囲は、原則として、使用許可区画(供用部分)の全部、利用車両が通行し得る車路・出入口を全てカバーすること。さらにこれらの箇所に加え、個別図面に記載している追加箇所についても撮影範囲に含めるものとする。なお、防犯カメラ設置にかかる一切の費用は事業者の負担とする。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人ないし個人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運営業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。指定された一部の駐車場・区画において、予約駐車場として使用する予定の者は、予約駐車場サービス運営業務(自らが管理・運営するものに限る。)の実績を有している者であること。
- (4) 月極貸駐車場事業に使用する者は、月極貸駐車場運営業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。
- (5) カーシェアリング事業に使用する者は、道路運送法第 80 条、同法施行規則第 52 条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ているもので、令和 4 年 1 月 1 日現在で、カーシェアリング事業を 10 箇所(ステーション)以上かつ 20 台以上運営している実績を有している者であること。
- (6) 国税及び大阪市税(大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税)の未納がないこと。
- (7) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。

- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (9) 当局が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 使用許可にあたっての条件等

使用許可にあたっては次の条件を付しますので、ご留意のうえ応募ください。

(1) 使用料等

①事業者の土地使用形態

事業者は、使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて、現状有姿にて使用するものとする。

②使用許可の期間

使用許可の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（以下「当初許可期間」という。）とする。

なお、使用許可の期間の満了から1年の期間（最終更新年度を除き、1年を満たない期間を単位とした更新は不可）で、次表に掲げる最終期間満了日まで更新できるものとし、以後の更新は認めない。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は更新を認めない。

物件番号	最終期間満了日
1	令和8年10月31日 但し、「1-⑤：瑞光寺」は令和6年10月31日
2	令和8年10月31日 但し、「2-①：高見」は令和7年10月31日
3	令和8年10月31日 但し、「3-⑮：浅香-第6A」は令和6年3月31日、「3-⑤：浪速第7-2第3」は令和7年3月31日、「3-⑥：浪速第9-2」は令和7年10月31日
	(注)「3-⑦：浪速東第2-2」は令和6年度以降に解体計画がありますが、実施時期は未定です。解体時には使用許可の取消を行うこととします。この場合は、約6か月前には本市より事業者へ周知します。
4	令和8年10月31日

また、更新を希望しない場合は、本市へ使用許可期間満了日の4か月前までに、書面にて意思表示することとし、更新を希望する場合は、本市へ使用許可期間満了日の30日前までに継続申請を書面で行なうこと。(※本市の施策上の理由等により更新不可とする場合、1年の期間に満たない期間での更新となる場合又は使用許可期間の一時中止となる場合がある。なお、使用許可を更新しない、1年未満での使用許可の更新又は使用許可期間の一時中止となり事業者に損失が発生した場合において本市は、一切の補償をしないものとする。)

③使用料

使用料の合計金額が、本市が設定した最低使用料以上で、価格提案のあった最高の価格をもって使用料とする。なお、使用事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算する。

支払い方法は、当該年度の年額使用料を本市の発行する納入通知書により、当該年度当初(本市の指定する期限)に全額納入すること。また、使用期間を更新する際には、月当たりの使用料の変更はできないものとし、当該年度分の使用料を当該年度当初に全額納入すること。

④保証金

許可期間分の使用料を本市の発行する納入通知書により、当該年度当初(本市の指定する期限)に一括で全額納入することを条件に保証金は免除する。

⑤営業開始日

使用許可後速やかに開設工事を実施のうえ、使用許可開始後、概ね2か月以内に、使用許可を受けた全ての物件について供用開始することとし、開始日については事前に本市へ報告すること。

⑥営業時間

営業時間は、年中無休、24時間営業とする。

⑦営業方法

- i) 月極貸事業においては、月極契約する車両について、当該駐車場が公共住宅用駐車場であることを考慮し決定すること。使用許可後、月極貸事業を開始するまでに、実際に使用する契約書等のひな形を本市へ提出すること。なお、契約者の決定に際しては、本市との協議を要する場合がある。また、本市から契約者の照会を行う場合があり、これに応じること。
- ii) カーシェアリング事業を運営する場合においては、市営住宅に居住する高齢者等への配慮として、電話での予約受付を可能とすること。使用許可後まもなくの対応が困難な場合は、令和5年3月末日（令和5年4月1日以降の継続更新の場合を前提）までには対応すること。また、本市から利用者の照会を行う場合があり、これに応じること。

⑧駐車料金

時間貸の駐車料金については、近隣の駐車料金相場等を勘案して事業者が決定し、本市へ事前に報告すること（料金を変更する場合も同様とする）。ただし、駐車料金の時間単位については1日（24時間）以内とする。いわゆる「1日最大料金」を設定する場合は、1日当たり400円（消費税等含む）を下回らないことを条件とする。また、予約駐車場サービスの駐車料金についても、駐車料金の時間単位については1日（24時間）以内とする。1日の料金または1日最大料金を設定する場合は、1日当たり420円（消費税等含む）を下回らないことを条件とする。

月極貸の駐車料金については、併存する附帯駐車場の使用料（大阪市営住宅条例施行規則第28条の5で定める使用料）を下回らないことを条件とする。

同一住宅内の複数個所に分かれる附帯駐車場の時間貸または月極貸駐車場の駐車料金は原則同一料金に設定するよう配慮すること。ただし、時間貸駐車場でも予約駐車場やカーシェアリング等事業形態の違う駐車料金は事業別の料金設定として差し支えないものとする。

なお、駐車料金の設定にあたっては、附帯駐車場の本来目的の利用（入居者の一般月極め利用）との公平性の観点から本市との協議を要する場合がある。

⑨その他必要経費

- ・時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリングに利用する施設整備（車止め、区画の区切り線の引き直し、区画番号表示、附帯駐車場（入居者の一般月極め利用）との誤認防止のための路面表示、設備機器、ゲート設備、照明設備、看板等の設置）等にかかる一切の費用は事業者の負担とする。
- ・光熱水費については、事業者の負担とする。
- ・電気の引込において、事業者は、原則として単独での引込をすることとする。駐車場の原形では引込が困難ではあるが、供用面積部分を周囲と画する施設又は造作を設置することにより単独引込が可能となる場合には、本市及び関西電力と協議の上、事業者の負担により当該施設又は造作を設置すること。（事前に関西電力に確認すること。）
- ・先述の対応が困難で、関西電力から単独引込が認められない場合には、既設の駐車場電灯（本市名義）からの分岐による引込を必ず事前に本市と協議を行うこと。なお、駐車場電灯契約（本市名義）が無い場合は、別の駐車場電灯（本市名義）からの分岐による引込となるので、必ず本市及び関連する自治会等と協議を行うこと。また、分岐を行う場合は、計量法に基づく検定有効期間内の子メーターを設置し、所定の期限までに設置時の写真と併せて本市へ報告すること。

⑩施設整備及び設備（設備機器、ゲート設備、照明設備、看板等）設置

- ・個別の図面（駐車場位置図）に示している「事業者で実施いただく内容」については、

全て事業者の責任で実施すること。

- 物件によっては、区画の区切り線や車止めのない駐車場もあるため、必要に応じ事業者の負担において施工すること。なお、周囲に電灯が無く暗い場所や建物等による視界不良など歩行者や車両等に危険と思われる場所については、反射板や看板などの設置を行い、周囲への注意喚起を必ず行うこと。ただし、事前に本市等と協議をすることとする。
- 事前精算のチケット方式等のフラップやゲートの利用車両を捕捉する機器を設置しない（フラップレス・ロックレス）方式を採用する場合には、利用者が時間貸区画以外へ誤って駐車しないよう、路面表示とは別に、精算機や案内看板などに時間貸区画を明示した図なども掲示すること。
- 新たに、ゲート設備の設置を必要とする場合には、駐車場事情によって住宅用駐車場の契約者がそのゲートを活用する可能性があるため、ゲートの利用方法等について別途協議を必要とする。
- 「3-④：敷津東1」の運営方式は、ゲート式とすること。
- 「1-⑧：日之出-第11」の運営方式は、ゲート式を不可とする。
- 現在、時間貸駐車場の運営業務を行っている事業者が設置した施設整備を継続して使用することを希望する場合は、現在の事業者と別途協議を行うこと。
- 電気使用量計測のための子メーターを継続して使用する場合は、引継時のメーター値について、現在の事業者と確認を行い、その値を本市に報告すること。
- 自走式の屋内駐車場において、使用許可を受けた区画内に設置されている照明の管球交換は事業者の負担にて交換を行うこと。
- 駐車場案内看板、満空車表示灯及びゲート設備等の使用及び設置場所並びに物件名称については、必ず事前に本市等と協議し、地域の住環境に配慮したものとすること。
- 看板等を運用予定範囲外に設置する場合の本市所有地等の使用に伴う使用料等については、事業者の負担とする。（運用予定範囲外における設置物についてはその寸法〔上空から見た面積がわかるもの〕を提出図面に記載すること。）なお、看板等の設置に伴う使用許可及び使用料については、駐車場部分の使用許可及び使用料とは別に行う場合がある。

⑪工事等

- 駐車場機材設置等工事にあたっては、利便性、安全性、快適性に配慮し、騒音・振動・粉塵等の対策を適切に行い、関係法令等を遵守すること。
- 事前に本市等と協議するとともに、各住宅の自治会や周辺住宅等に工事内容及び日程について事前に説明のうえ、掲示を行うこと。
- 工事等については運用予定範囲内で行い、他の駐車場利用者の入出庫に支障のないよう配慮すること。また、カッター使用時等における騒音の低減に努め、これに関して苦情があった場合は事業者において迅速かつ丁寧に対応すること。
- 既存の看板やネームプレート等について、事業の支障となる場合は、本市等と協議を経たうえで、事業者の負担により撤去すること。
- 本市等が供用部分等に設置した障害物（バリカー等）については、使用許可日以降に、事業者において撤去・解体することとし、撤去に際しては事前に撤去予定日を本市へ報告し、撤去後は速やかに本市へ報告のうえ、運用予定範囲内に解体した障害物（バリカー等）を安全配慮のうえ据え置くこと（後日、本市等により回収する。）。
- 工事等に伴う運用予定範囲外の車両の移動等については、原則として本市等では対応しない。また、工事等についての本市等への問い合わせについては、開庁日の執務時間内

(祝日を除く月曜から金曜の平日午前9時00分から午後5時30分まで)に限る。

- ・近隣に迷惑がかからないよう細心の注意を払い、万一、苦情やトラブルが発生した場合は、事業者において対応すること。

⑫その他

- ・電気引込にあたり事業者が、既設の駐車場電灯契約からの分岐を行った場合は、当該事業者は使用許可期限内の電気使用量について、本市が別途指定する期限までに、子メーターの検針を行い、本市へ報告すること（本市が別途指定する報告様式に子メーター検針値を撮影した写真（子メーターの有効期限及び撮影日付及入り）を貼付すること。）。なお、使用期間満了の際に事業者は使用電力量の最終値について本市へ報告のうえ確認を受けること。また、やむを得ず自治会等が支払いを行っている電灯契約から分岐する場合についても、子メーターによる電気料金の精算を原則とするが、精算方法等については自治会と協議すること。
- ・事業者は、事業開始に必要な工事を実施する前の状況及び施工後の状況を写真撮影し、工事内容が分かる図面とともに書面にて本市へ提出すること。なお、写真については、データで提出すること。
- ・運営状況等に関する報告書を、半期毎に本市へ提出すること。なお、報告様式については、別途本市より通知する。
- ・事業者は、駐車場の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行わなければならない。
- ・附帯駐車場として利用の妨げとなる事象が発生した場合や公用又は公共用の理由により、使用期間中であっても使用許可の取消又は変更（使用許可期間の短縮又は使用許可駐車場もしくは区画の減少）を行う場合がある。なお、当該使用許可の変更の原因となる公用又は公共用の理由が、一の物件番号のうち一部の駐車場についてのみ生じたものである場合における使用料の変更額の算定は、次の算定方法によるものとし、過納付金が生じた場合は速やかに精算を行うものとする。なお、この場合において、事業者に損失が発生した場合において本市は一切の補償をしないものとする。

また、当初から一部駐車場の早期終了が予定されている物件の使用料計算についても、本項の例によるものとする。

《算定方法》

当初使用許可面積・・・a	当初月額使用料(税抜)・・・b
変更後使用許可面積・・・c	変更後月額使用料(税抜)・・・d
変更後年間使用料(税込)・・・e	

(算定式)

$$d=b/a \times c \text{ (円未満切り捨て)}$$

$$e=d \times \text{変更後使用期間(月数)} \times \text{消費税等税率} \text{ (円未満切り捨て)}$$

- ・既設の月極貸駐車場を新たに運営することとなる事業者は、従前の月極契約者が再度利用できるよう十分に配慮するものとし、事業者変更の連絡等を前事業者と協議のうえ実施すること。（なお、契約条件については従前事業者の契約内容に拘束されない）また、事業終了後の事業者再募集の結果、別事業者と交代することとなった場合は引継ぎに協力すること。なお、月極貸駐車場でリモコンキーが必要な駐車場は、本市等より事業者の使用許可区画数のリモコンキーの貸与を行うが、紛失や破損等により使用できなくなった場合は、

事業者の責任においてゲート機器のメーカーに連絡を行い、同等品のリモコンキーを事業者の負担で購入することとし、そのことにより駐車場を利用できなくなった場合の対応も事業者が行い、本市等は、一切の補償をしないものとする。ただし、「2-⑦:高見41」の月極貸駐車場に必要なリモコンキーに限り、紛失・破損等があった場合の購入方法について、本市等の指示に従うものとする。

- ・本市等が市営住宅及び駐車場の維持管理上、使用許可を行っている駐車区画(供用面積)部分を使用する場合があるので、その際は本市住宅事業が円滑に行えるよう協力すること。なお、使用に際して事業者が発生する損失については、本市に請求しないものとする。

(2) 使用上の禁止事項

- ① 使用許可を受けた土地(駐車場)及び使用権を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ② 物件を本市指定の用途以外の用途に供してはならない。
- ③ 物品等の販売や自動販売機等の設置は行ってはならない。

(3) 維持管理責任

- ① 時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリングを運営するための施設の維持管理を定期的に行うこと。なお、運営に必要と認められる業務経費の一切は、事業者の負担とすること。
- ② 市営住宅附帯駐車場での時間貸駐車場、月極貸駐車場又はカーシェアリングの実施は、市営住宅住民の生活環境に大きく関わるものであることから、清掃、除草・剪定は必ず定期的に行うものとし、清掃、除草・剪定及び騒音に係る苦情・要望については事業者の責任において速やかに対応を行うこと。万が一、速やかに対応できない場合、事業者は自治会・住民等にその旨を説明するとともに、本市が指定するものへ状況等を報告すること。

〈清掃箇所〉

- ・対象物件の駐車場
- ・当該駐車場に付随する緑地帯や側溝・集水桝等の周辺箇所
- ・当該駐車場への出入りに利用する主たる車路
- ・自走式駐車場の昇降のために利用する階段

※別添駐車場位置図に示している運用予定範囲(破線で囲んだ範囲)については、全て清掃等の維持管理義務を負うものとし、詳細については事前に本市等に確認すること。

※自走式駐車場等の非アスファルト路面(車室、車路)の汚れの清掃について適宜行うこと。

〈除草・剪定箇所〉

- ・運用予定範囲内及び周辺部分の植栽

〈騒音〉

- ・騒音に対する注意喚起の掲示・周知や取り締まりの実施

- ③ その他、駐車場の維持管理に関し、必要な下記事項を行うこと

- ・違法駐車等の不法占拠や侵奪行為等による損害を未然に防止するための巡回警備に関すること。
- ・残土、ごみ等の不法投棄の取り締まり及び除去等必要な措置に関すること。
- ・その他の不法・不良行為の取り締まりに関すること。
- ・看板、囲い、車止め、照明、フェンス、舗装等の各種構築物の維持保全及び修繕、落書き等の対応並びに移設、新設に関すること。
- ・立木、通路、擁壁、排水施設等の維持管理及び修繕に関すること。

- ④ 当該住宅敷地内で、かつ運用予定範囲外に誘導看板等を設置した場合は当該設置場所周辺について運用予定範囲と同様に清掃・植栽の剪定・雑草の除去を行うこと。

- ⑤ 時間貸駐車場又はカーシェアリングの運営にあたっては、事業者は、利用者や近隣住民からの苦情や事故並びに機器故障等に関する通報を 24 時間体制で受け付ける連絡先（コールセンターの電話番号など）を本市等に報告するとともに現地に掲示し、緊急の通報に速やかに対応できる体制を構築しておくこと。なお、緊急の対応があった場合には、本市等に文書（メール可）にて報告すること。

月極貸駐車場の運営にあたっては、必ずしも 24 時間対応可能な体制の構築は義務付けないが、現地に緊急連絡先の掲示をすること。

- ⑥ 供用部分並びにブロック塀、ネットフェンス及び外灯などの運用予定範囲内及びその周辺の本市設置物（以下「本市設置物」という。）が破損されないように、運用予定範囲にバリカーや防護柵を設置するなどの安全対策を講じること。なお、安全対策にかかる一切の費用は事業者の負担とする。
- ⑦ 使用物件又は本市設置物が破損した場合は、事業者の責任において至急撤去等の安全対策を行い、本市等へ文書にて報告すること。また、事業者（利用者を含む）が本市設置物を破損した場合は、速やかに補修を行うこと。ただし、上記本市設置物の補修については事業者及び利用者のいずれの帰責事由にも基づかないものは除く。なお、補修・撤去等にかかる一切の費用は事業者の負担とする。

（4）損害賠償

本物件の使用にあたっては、事業者（利用者を含む）が本市設置物または第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において、その損害を賠償すること。ただし、事業者及び利用者のいずれの帰責事由にも基づかないものは除く。

（5）原状回復

- ・許可期間が満了を迎える場合は当該許可期間内に、または許可が取り消された場合は本市指定の期限までに、事業者は自己の負担により使用物件を原状回復すること。ただし、本市が特に認めた場合はこの限りでない。
- ・事業者は、理由の如何にかかわらず、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求できないものとする。
- ・原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求できない。
- ・原状回復が完了した際にはその内容が分かるように原状回復前後の写真を撮影するとともに、写真を含む報告書類を本市へ速やかに提出すること。

- （6）本物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入りや調査等を求めることがあります。

- （7）使用許可書の各条項に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

（8）使用許可書の標準様式

別添様式「大阪市行政財産使用許可書」を標準とします。

4 現地見学会

本公募物件のうち、現在閉鎖中で立ち入りができない駐車場「2-⑧：西島21」、「3-⑤：浪速第7-2第3」、「3-⑫：出城東一第1」については、次のとおり現地見学会を開催します。

現地見学会への参加は、応募の条件ではありませんが、物件は現状有姿での使用許可となりますのであらかじめご了承ください。

なお、参加事業者数の把握のため、現地見学会への参加を希望される事業者は、①応募予定者氏名又は法人名、②現地見学会参加者氏名、③担当者連絡先電話番号及び④見学予定物件番号の4点を明記のうえ、電子メールでお申込みください。

見学会申込期限 令和4年1月31日（月）17時まで

電子メール宛先 ka0003@city.osaka.lg.jp（大阪市都市整備局住宅部管理課）

電子メール件名 現地見学会申し込みについて

【現地見学会における注意事項】

※現地では質疑応答は行いません。質問事項が生じた場合には、後記5（5）に記載のとおり質疑書を提出してください。

※各回の開催時間の終了時刻に見学を終えることができるように現地へお越しくください。

※進捗状況に応じて、参加事業者の同意を前提に、現地にて時間変更を判断する場合があります。この場合、事前申込みのあった事業者には現地にて連絡（伝達）しますが、申込みのない事業者には連絡しませんのであらかじめご了承ください。

※現地見学会時の駐車場所は確保していません。

※申し込み後、欠席される場合には、メール又は電話（問合せ先参照）で連絡を入れてください。

【現地見学会開催日時】

開催予定日時			物件番号	駐車場名
令和4年 2月2日（水）	午後	2時00分～3時00分	3-⑫	出城東一第1
令和4年 2月3日（木）	午前	10時30分～11時30分	3-⑤	浪速第7-2第3
令和4年 2月3日（木）	午後	2時00分～3時00分	2-⑧	西島21

5 応募申込手続

(1) 申し込みに必要な書類

① 応募申込書（様式1）両面印刷にすること

※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

② 誓約書（様式2）両面印刷にすること

※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

③ <法人> 印鑑証明書

<個人> 印鑑登録証明書

④ <法人> 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限る。）

<個人> 住民票の写し

※③及び④については、発行後3か月以内のものに限ります。

⑤ 国税及び大阪市税又は大阪市内に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税（個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税（土地・建物））の未納の税額が

ないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その3）に限る

⑥ 事業概要（任意様式で可）

<法人> (ア) 会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近年分の所得税確定申告書の写し

⑦ 土地利用計画図（任意様式で可）

各駐車場ごとに土地利用計画案について、少なくとも、各用途（時間貸・カーシェアリング）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：予約駐車場用、フラップ式、ゲート式など）が確認できるものであれば可とし、その他（機材・看板等の配置レイアウトなど）の記載は任意とする。

※なお、本図面で示す土地利用計画案については、予定事業者として決定後に、本市と協議のうえ、変更することができる。

（注）本市が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

同一物件で時間貸駐車場事業とカーシェアリング事業を併用して行う場合、各事業者が同一グループに所属しており、事業者名が各々異なる場合でも申し込みを可能とします。

この場合、上記①②及び⑦並びに価格提案書は連名での記載を必要とします。③～⑥は各事業者毎に必要です。

予定事業者として決定した場合には、事業者の概要・組織図等の提出を求めます。また、使用料の按分はできませんので納入通知書に記載する住所および送付先は、いずれか代表となる事業者とします。

(2) 申し込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を次の受付場所に直接持参してください。（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

<応募申込書の受付期間>

令和4年2月1日（火）から令和4年2月16日（水）まで

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時（土・日・祝日は受付を行いません。）

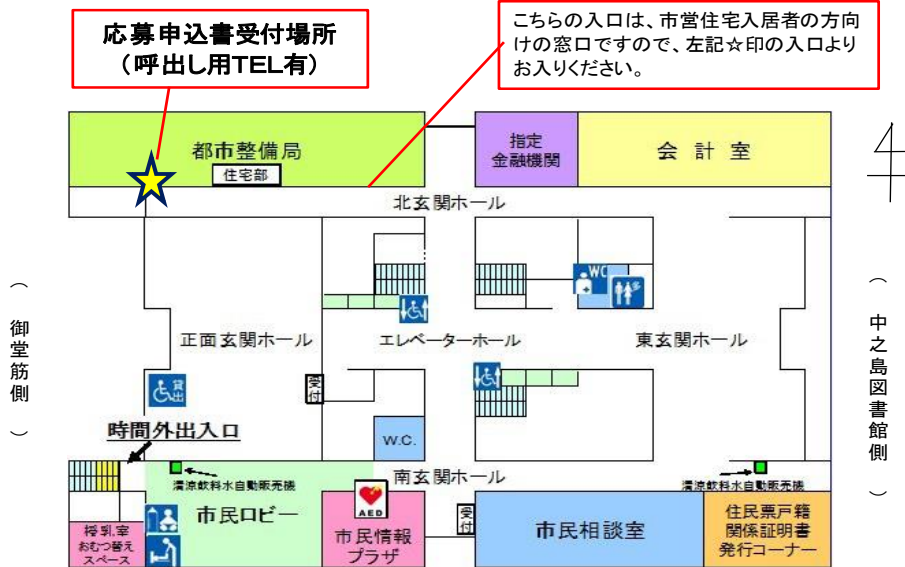
<応募申込書の提出（持参）場所>

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所 本庁舎1階）

大阪市都市整備局住宅部執務室（次の図☆印を参照）

※呼出し用TELにて、内線9272へ架電のうえ、「コインパーキング応募のため来庁した」旨をお伝えください。

本庁舎 1階フロア案内図



(3) 応募受付時に交付する書類

- ① 応募申込受付証 (受付印を押印したもの)
- ② 価格提案書の記載についての注意事項

(4) 応募にあたっての留意事項

- ① 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 提出された応募申込書の内容が本募集要項に反する場合は受付を取り消します。
- ③ 応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、申込受付を取り消しますので価格提案を行うことはできません。

(5) 本募集要項に関する質問について

本募集要項に関する質問は、質疑書 (様式 3) にて、郵送又は電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答要旨は大阪市ホームページ「産業・ビジネス>公売・市有財産の売払・貸付・使用許可>市有財産の使用許可の公募>事業者募集案件>駐車場・平面利用」に掲載します。

質問受付期間 令和4年1月26日(水)から令和4年2月4日(金) 午後5時30分まで

電子メール送信先 ka0003@city.osaka.lg.jp (大阪市都市整備局住宅部管理課)

郵送の場合は上記の質問受付期限までに必着とします。

質問回答予定 令和4年2月10日(木) 午後5時頃 (予定)

6 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和4年2月21日(月)

入室可能時刻：午後1時30分～

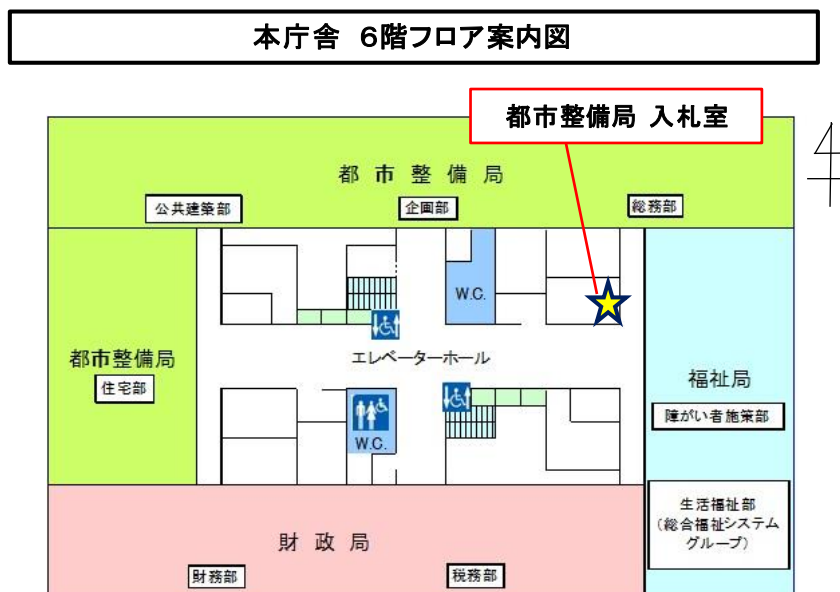
価格提案書提出可能時刻：午後1時30分～午後2時まで

価格提案審査開始時刻：午後2時～

※審査終了後、予定事業者の方に使用許可申請手続き等について説明を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所 本庁舎6階)



(3) 提出書類等（①～④を当日持参すること）

① 応募申込受付証（応募申込時に交付したもの）

※原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

② 価格提案書（様式4）

③ 委任状（様式5）（代理人により応募しようとする場合）

④ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の提出方法

- ・ 応募資格者は、記載例を参考に価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）のうえ、入札箱に投函してください。
- ・ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は月額使用料（税抜き）を記載してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立ち会いのもとで行います。

② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

① 最低使用料を下回る価格によるもの。

② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- ⑤ 所定様式の価格提案書を用いず、価格提案したもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又は代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し、不正な行為を行った者が価格提案したもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 予定事業者の決定

予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で、かつ、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。なお、予定事業者に決定した者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる予定事業者の決定

最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者にかわってくじを引き、予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

予定事業者を決定したときは、予定事業者名及び決定価格、並びに予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、ホームページに予定事業者名（個人の場合は予定事業者名のみ）及び決定金額を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7 使用許可申請の手続

価格提案審査の結果、予定事業者に決定した事業者は、下記書類を提出期限までに提出してください（使用許可は応募申込書に記載された名義あてに行います）。

<提出書類>（提出期間：令和4年2月22日（火）から令和4年3月3日（木）まで）

- ① 担当者名簿（様式6）
- ② スケジュール（様式7）
- ③ 行政財産使用許可申請書・・・価格提案審査終了後、様式を配布します。
- ④ 事業確定図面・・・各用途（時間貸・カーシェア）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：予約駐車場用、フラップ式、ゲート式など）のほか、運用予定範囲の内外に関わらず、全ての設置機材等を配線も含めて漏れなく記載すること。供用開始までに変更があった場合は速やかに差し替えること。
- ⑤ 各住宅自治会等への事業説明に係る資料・・・価格提案審査終了後、標準文例を配布します。

8 予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 不正の手段をもって価格提案をした場合。
- ④ その他予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

9 その他

- ・使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担となります。
- ・前記8により予定事業者の決定を取り消した場合や、本市への報告文書等に虚偽の内容のあることが判明した場合は、今後、本市が実施する同種の公募案件への参加に制限が課される場合がありますのでご注意ください。

10 本件募集に関する問合せ先

〒530-8201 大阪市都市整備局住宅部管理課（管理グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所 本庁舎1階） TEL (06) 6208-9272

開庁日 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで

<本件公募事務手続きの流れ>

募集要項の配布（令和4年1月25日）



質疑書の受付（令和4年1月26日～2月4日）
応募申込書の受付（令和4年2月1日～2月16日）



質疑書の回答（令和4年2月10日〔予定〕）



価格提案審査・予定事業者の決定
（令和4年2月21日）
価格提案書提出時間：午後1時30分～午後2時



使用許可申請の手続き（令和4年2月22日～3月3日）



各住宅自治会等への事業説明（令和4年3月4日～3月26日〔予定〕）



使用許可書の交付（令和4年3月15日〔予定〕）



使用許可の開始（令和4年4月1日）

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 松井 一郎 様

募集要項の各条項を承知の上、「大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集」について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。予約駐車場として使用する予定の者は、予約駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有している者であること。
- (4) 月極貸駐車場事業に使用する者は、月極貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (5) カーシェアリング事業に使用する者は、道路運送法第80条、同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ているもので、令和4年1月1日現在で、カーシェアリング事業を10箇所（ステーション）以上かつ20台以上運営している実績を有している者であること。
- (6) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (9) 当局が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (10) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、「応募価格」及び「応募者名」（個人の場合は決定事業者名のみ）を公表することに同意します。

1 申込者 住 所
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)
生 年 月 日
電 話 番 号

実印

年 月 日生

2 応募物件

申込み欄に○を記入してください。

物件 番号	公募物件	申込み
1	相川駐車場外 11 件	
2	高見駐車場外 15 件	
3	南住吉第 9 - 3 駐車場外 16 件	
4	西喜連第 3 駐車場外 12 件	

3 添付書類

① 誓約書

② <法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

③ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し

※ ②③については発行後 3 か月以内のものに限ります。

④ 国税及び大阪市税又は大阪市内に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書（その 3）に限ります。

⑤ 事業概要

<法人> (ア) 会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近年分の所得税確定申告書の写し

⑥ 土地利用計画図

各駐車場ごとの土地利用計画案について、少なくとも、各用途（時間貸・カーシェアリング）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：予約駐車場用、フラップ式、ゲート式など）が確認できる計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。

(様式2・表)

令和 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

住 所
氏 名 印
(名称及び代表者名) 実 印
生 年 月 日 年 月 日生
電 話 番 号

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示)：○○駐車場外□件・●●駐車場外■件

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

メールアドレス

質疑内容

(記入例：募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)

価格提案書

令和 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集において、次の金額により使用事業者として使用許可を希望します。

住 所

氏 名

印

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格 (円)		

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は、月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけてください。
- 複数応募する場合は、適宜複写してください。
- 応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。
- 代理人により応募する場合は、応募者の住所・氏名とともに代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押印してください。（委任状も投函すること。）

<記載例①> 価格提案書

会社A (法人) 代表者名で価格提案書を提出する場合の記入例

令和 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集において、次の金額により使用事業者として使用許可を希望します。

住 所 <会社Aの住所>

株式会社A

氏 名 代表者 ○○○○

法人
実印

価格提案を行う物件番号

金額の前に
留印

応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格 (円)							
4	¥	1	2	3	4	5	6	7

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は、月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。
- 複数応募する場合は、適宜複写してください。
- 応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。
- 代理人により応募する場合は、応募者の住所・氏名とともに代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押印してください。（委任状も投函すること。）

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

【例】 1,235円 を 1,335円と訂正する場合

¥1,335
 (正) ¥1,235 (印)
 (誤) ¥1,235 (印)

(様式5)

委任状

令和 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

(委任者) 住 所

氏 名

実印

(名称及び代表者氏名)

下記の者を代理人と定め、「大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集」への応募に係る一切の権限を委任します。

(受任者) 住 所

氏 名

印

電話番号

< 記載例 >

(様式5)

委任状

会社A（法人）代表者より、社員（大阪太郎）が委任を受ける場合の記載例

令和 年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

(委任者) 住 所 <会社Aの所在地>

氏 名 株式会社A
(名称及び代表者氏名) 代表者 ○○ ○○

法人
実印

下記の者を代理人と定め、「大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集」の応募に係る一切の権限を委任します。

(受任者) 住 所 <大阪 太郎の勤務地>

氏 名 大阪 太郎
電話番号 ○○-○○○○-○○○○

代理人
の認印

(様式6)

担 当 者 名 簿

令和 年 月 日

住 所

氏 名
(名称及び代表者氏名)

担当分野	担当者 (所属・氏名)	連絡先 (TEL)	統括 担当者
使用許可申請・地元（自治会）調整			
施設整備及び設備設置・工事			
維持管理（保守・修繕）			
維持管理（植栽・清掃等）			
違法駐車・事故対応			
運営状況・使用料管理			
緊急時			

※予定されている運営体制を記入してください。

※「統括担当者」欄には、全般的事項について、本市との連絡窓口となる統括的な担当者を1名選任し、○印を記入してください。

※事業者として決定後に変更があれば適宜提出してください。

※上記の表により難しい場合は、別紙を添付してください。

(様式7)

○事業スケジュール案

事業者名

物件番号1 相川駐車場外11件

No.	駐車場名称	行政区	種別	供用区画数	用途指定	(参考) 既設/新・増設の内訳	開設工事期間(予定)	開業日(予定)
1-①	相川	東淀川区	平面	15区画	時間貸	既設 5 /新設 10	～	
1-②	大桐2	東淀川区	平面	26区画	時間貸	既設 21 /新設 5	～	
1-③	北江口第2-3	東淀川区	平面	16区画	時間貸	既設 8 /新設 8	～	
1-④	御幣島東	西淀川区	平面	8区画	時間貸	既設 0 /新設 8	～	
1-⑤	瑞光寺	東淀川区	平面	9区画	時間貸	既設 0 /新設 9	～	
1-⑥	清水	旭区	平面	10区画	時間貸	既設 0 /新設 10	～	
1-⑦	日之出北-2	東淀川区	平面	9区画	時間貸	既設 9 /新設 0	～	
1-⑧	日之出一第11	東淀川区	自走式	40区画	時間貸	既設 40 /新設 0	～	
1-⑨	飛鳥-第4	東淀川区	平面	6区画	時間貸	既設 0 /新設 6	～	
1-⑩	南方-第3-2	東淀川区	平面	28区画	時間貸	既設 15 /新設 13	～	
1-⑪	豊里第2-19	東淀川区	平面	5区画	時間貸	既設 0 /新設 5	～	
1-⑫	上町	中央区	平面	8区画	月極貸	既設 0 /新設 8	～	
物件番号1 合計				180区画		既設 98 /新設 82		

(様式7)

○事業スケジュール案

事業者名

物件番号2 高見駐車場外15件

No.	駐車場名称	行政区	種別	供用区画数	用途指定	(参考) 既設/新・増設の内訳	開設工事期間(予定)	開業日(予定)
2-①	高見	此花区	平面	11区画	時間貸	既設 11 /新設 0	～	
2-②	鶴見2	鶴見区	平面	21区画	時間貸	既設 19 /新設 2	～	
2-③	中津第2	北区	平面	5区画	時間貸	既設 0 /新設 5	～	
2-④	緑	鶴見区	平面	6区画	時間貸	既設 0 /新設 6	～	
2-⑤	加島南第4	淀川区	平面	28区画	時間貸	既設 28 /新設 0	～	
2-⑥	高見41	此花区	平面	6区画	時間貸	既設 6 /新設 0	～	
2-⑦	高見41	此花区	平面	3区画	月極貸	既設 0 /新設 3	～	
2-⑧	西島21	此花区	自走式	25区画	時間貸	既設 13 /新設 12	～	
2-⑨	西島22	此花区	自走式	21区画	時間貸	既設 17 /新設 4	～	
2-⑩	西島東2-1	此花区	平面	9区画	時間貸	既設 5 /新設 4	～	
2-⑪	長柄中	北区	平面	31区画	時間貸	既設 31 /新設 0	～	
2-⑫	神崎橋-1	淀川区	平面	5区画	時間貸	既設 0 /新設 5	～	
2-⑬	西島東	此花区	平面	5区画	時間貸	既設 5 /新設 0	～	
2-⑭	西宮原-1	淀川区	平面	4区画	月極貸	既設 0 /新設 4	～	
2-⑮	茨田大宮第3-2	鶴見区	平面	10区画	時間貸	既設 0 /新設 10	～	
2-⑯	千鳥橋	此花区	平面	4区画	月極貸	既設 0 /新設 4	～	
物件番号2 合計				194区画		既設 135 /新設 59		

○事業スケジュール案

事業者名

物件番号3 南住吉第9-3駐車場外16件

No.	駐車場名称	行政区	種別	供用区画数	用途指定	(参考) 既設/新・増設の内訳	開設工事期間(予定)	開業日(予定)
3-①	南住吉第9-3	住吉区	平面	9区画	時間貸	既設 5 /新設 4	~	
3-②	三軒家-1	大正区	平面	4区画	時間貸	既設 4 /新設 0	~	
3-③	日本橋西2	浪速区	自走式	20区画	時間貸	既設 20 /新設 0	~	
3-④	敷津東1	浪速区	自走式	38区画	時間貸	既設 38 /新設 0	~	
3-⑤	浪速第7-2第3	浪速区	平面	38区画	時間貸	既設 0 /新設 38	~	
3-⑥	浪速第9-2	浪速区	平面	8区画	時間貸	既設 0 /新設 8	~	
3-⑦	浪速東第2-2	浪速区	自走式	14区画	時間貸	既設 14 /新設 0	~	
3-⑧	西栄-2	浪速区	平面	5区画	時間貸	既設 0 /新設 5	~	
3-⑨	矢田-西第1	東住吉区	平面	11区画	時間貸	既設 0 /新設 11	~	
3-⑩	北畠第1	阿倍野区	平面	5区画	月極貸	既設 5 /新設 0	~	
3-⑪	岸之里2	西成区	平面	3区画	時間貸	既設 0 /新設 3	~	
3-⑫	出城東-第1	西成区	平面	8区画	時間貸	既設 0 /新設 8	~	
3-⑬	出城	西成区	平面	19区画	時間貸	既設 0 /新設 19	~	
3-⑭	上住吉	住吉区	平面	11区画	時間貸	既設 0 /新設 11	~	
3-⑮	浅香-第6A	住吉区	平面	9区画	時間貸	既設 0 /新設 9	~	
3-⑯	浅香-第2	住吉区	平面	8区画	時間貸	既設 0 /新設 8	~	
3-⑰	南津守第4	西成区	平面	11区画	時間貸	既設 0 /新設 11	~	
物件番号3 合計				221区画		既設 86 /新設 135		

○事業スケジュール案

事業者名

物件番号4 西喜連第3駐車場外12件

No.	駐車場名称	行政区	種別	供用区画数	用途指定	(参考) 既設/新・増設の内訳	開設工事期間(予定)	開業日(予定)
4-①	西喜連第3	平野区	平面	11区画	時間貸	既設 11 /新設 0	~	
4-②	加美正覚寺東-3	平野区	自走式	32区画	時間貸	既設 32 /新設 0	~	
4-③	瓜破東第2	平野区	平面	12区画	時間貸	既設 12 /新設 0	~	
4-④	瓜破東第2-4	平野区	平面	8区画	時間貸	既設 8 /新設 0	~	
4-⑤	西喜連第4-2	平野区	平面	16区画	時間貸	既設 16 /新設 0	~	
4-⑥	西喜連第5-4	平野区	平面	21区画	時間貸	既設 21 /新設 0	~	
4-⑦	瓜破東第2-2・3	平野区	平面	8区画	時間貸	既設 0 /新設 8	~	
4-⑧	長吉長原西-1	平野区	平面	16区画	時間貸	既設 16 /新設 0	~	
4-⑨	長吉六反第1-2	平野区	平面	24区画	時間貸	既設 24 /新設 0	~	
4-⑩	瓜破東第2-5	平野区	平面	5区画	時間貸	既設 5 /新設 0	~	
4-⑪	長吉長原東-3	平野区	平面	14区画	時間貸	既設 14 /新設 0	~	
4-⑫	西喜連第5-7	平野区	平面	7区画	時間貸	既設 0 /新設 7	~	
4-⑬	瓜破2丁目	平野区	平面	23区画	時間貸	既設 16 /新設 7	~	
物件番号4 合計				197区画		既設 175 /新設 22		